

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること
--------------	--

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標 XII	国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること
施策目標 1	電子政府推進計画を推進すること
施策目標 1-1	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること
個別目標 1	利用者視点に立ったオンライン利用を促進すること
	(主な事務事業) ・電子政府実現のための基盤整備
個別目標 2	全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること
	(主な事務事業) ・厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業 ・社会保険業務の業務・システム最適化事業 ・職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業 ・労災保険給付業務の業務・システム最適化事業 ・監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業 ・労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業
施策の概要（目的・根拠法令等）	
1 目的等 国民の利便性・サービスの向上を目的としてITが活用される電子政府を実現するため、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続においてオンライン利用率を2010年度までに50%以上とするとともに、政府全体の業務・システム最適化を図るための取組を行う。	
2 根拠法令等 ○高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）（平成12年法律第144号） ○「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定） ○「重点計画-2006」（平成18年7月26日IT戦略本部決定） ○「電子政府推進計画」（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）	
主管部局・課室	大臣官房統計情報部企画課情報企画室
関係部局・課室	医薬食品局食品安全部、労働基準局、職業安定局、保険局、社会保険庁

2. 現状分析

IT基本法に基づき、IT戦略本部が設置され、本戦略本部において2010年に向けて世界一便利で効率的な電子政府を実現するための「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）が策定された。同戦略において「利便性・サービス向上が実感できる電子行政（電子政府・電子自治体）を実現し、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする」
--

という目標が定められている。

この目標を達成するために、具体的施策について「重点計画-2006」（平成18年7月26日IT戦略本部決定）が策定され、各種施策を着実に実施するために各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（以下「CIO連絡会議」という。）の下、「電子政府推進計画」（平成18年8月31日CIO連絡会議決定）が策定された。

厚生労働省は、その実現に向けた方策として、「オンライン利用促進のための行動計画」（平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定）（以下「行動計画」という）を策定し、今後、行動計画に沿って更なる取組を進めていく必要がある。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	申請・届出等手続のオンライン利用率(単位:%) (50%以上/2010年度)	-	-	-	-	7.4
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房統計情報部情報企画室の調べによる。 ・備考： ① 数値は、行動計画に記載された77手続の個別システム及び汎用受付システムの実績値である。 ② 指標1に係る事業の開始は平成18年度からのため、平成14~17欄の指標は未記入。 ③ 一部手続において暫定値を計上している。						
施策目標の評価 オンライン利用促進については、行動計画に沿って添付書類の省略、電子署名の簡略化、電子申請利用促進週間を利用した広報普及活動、電子申請利用の手引の作成等の取組を行った結果、平成18年度の電子申請の実績等は77手続全体で1,013万件、目標利用件数に対する達成率は72%、オンライン利用率は7.4%であった。 また、平成18年度の取組結果を受け、平成19年3月には行動計画の改訂を行い、磁気媒体届書作成プログラムが利用可能な手続の追加、大規模事業所への個別訪問による協力依頼の実施等、更なる利用促進対策を盛り込んだ。 以上より、オンライン利用率については初年度として一定の成果を上げ、また、利用率をさらに向上させるために行動計画の改定を行ったことにより、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 (個別目標2については、成果重視事業評価により評価を行う。)						

4. 個別目標に関する評価

個別目標1 利用者視点に立ったオンライン利用を促進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
(達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	申請・届出等手続のオンライン利用率(単位:%) (50%以上/2010年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	-	-	-	-	7.4
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、大臣官房統計情報部情報企画室の調べによる。 ・備考： <ul style="list-style-type: none"> ① 数値は、行動計画に記載された77手続の個別システム及び汎用受付システムの実績値である。 ② 指標1に係る事業の開始は平成18年度からのため、平成14~17年度の指標は未記入。 ③ 一部手続において暫定値を計上している。 						
参考指標						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	業務・システム最適化等推進部会 (単位:回)	-	-	-	-	5
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・参考指標1は、大臣官房統計情報部情報企画室の調べによる。 ・平成18年度から開催したため、平成14~17欄の数値の記載はなし。 						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
オンライン利用促進については、行動計画に沿って、以下の取組を行った。						
1 住民基本台帳ネットワークシステムの活用により年金受給権者現況届の提出を原則省略すること 年金受給権者の現況確認については、これまで年金受給権者からの現況届(ハガキ形式)により確認してきたが、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することにより、オンラインで確認することが可能となったため、届出自体を原則省略することとした。この取組は、年金受給権者が現況届を記入して郵送するといった国民の負担を軽減することにつながり、また、国においても、現況届の発送・收受等の事務負担を減らし業務を簡素化・効率化する点で有効な取組と評価できる。						
2 社会保険労務士が提出代行等を行う場合ID・パスワードの利用により事業主の電子証明書を不要とすること 社会保険労務士が事業主の申請・届出について電子申請により提出代行する場合には、従来、社会保険労務士と事業主双方の電子証明書が必要であったが、事業主の電子証明書をID・パスワードに代えたことは事業主の負担を軽減することから、オンライン利用促進に有効な取組と評価できる。						
3 オンライン利用促進のためのパンフレット等の作成 オンライン利用率の向上を図るため、電子申請の具体的な手順を示した手引書や社会保険・労働保険の合同パンフレットを作成し、各地方機関の窓口において配布するなど国民への周知に努めたことは電子申請について不知であった利用者によるその利便性を知らしめることから、オンライン利用促進に当たり有効な取組と評価できる。						
4 窓口での周知について地方機関への通知の発出 地方機関に対し、オンライン利用促進に係る具体的な方策について通知を行い、窓口等におけるパンフレットの手交、各種パンフレット及び封筒類へのオンライン利用の周知文の掲載等を指示した。また、オンライン申請の際に必要な申請用アプリケーション等を格納したCD-ROMも活用し、事業主等への個別勧奨に努めたことは電子申請について不知であった利用者によるその利便性を知らしめることから、オンライン利用促進に当たり有効な取組と評価できる。						
5 「業務・システム最適化等推進部会」等の開催 オンライン利用促進担当者の情報共有や連絡・調整等を行うことを目的とした「業務・システム最適化等推進部会」等を定期的で開催し、オンライン利用促進方策を連携して実施するための具体的な検討を行ったことは、オンライン利用促進に当たり有						

効な取組と評価できる。

6 利用者に対するアンケート調査の実施による、オンライン利用率向上の阻害要因の把握

これまで事業主が電子申請を行う場合、事業主の電子署名が必要であったが、アンケート調査の結果を受け、一部の手続について、一定の期間を定めて試験的に電子署名に代わる措置としてID・パスワードを利用した申請を可能とする措置を講じることを行動計画の改訂に盛り込んだ。本措置は、事業主の負担を軽減することから、オンライン利用促進にあたり有効な取組と評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名：電子政府実現のための基盤整備

平成18年度 834百万円（補助割合：[国 /][/][/]）

予 算 額 （一般会計：232百万円、特別会計：602百万円）

一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（国民年金特会）

実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（ ）

概要：

電子政府構築計画に基づき、利用者本位で透明性が高く効率的で安全な行政サービスの提供と行政内部の業務・システムの最適化を図るといふ、電子政府の構築を目指すために必要な経費である。

（オンライン利用促進事業の他、厚生労働省認証局システム及び厚生労働省電子申請・届出システムの運用等）

個別目標2

全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること
（個別目標2については、成果重視事業評価により評価を行う。）

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他 ()
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

・「IT新改革戦略」（2006年（平成18年）1月19日IT戦略本部決定）→抜粋

1. オンライン利用促進対象手続について、各手続の利用目標を含む利用促進行動計画を2005年度に策定・公表し、2010年度までにオンライン利用率50%以上を達成する。
2. オンライン利用の促進を図るため、所得税、法人税の電子申告に係わる制度・運用の改善策や電子的な税、手数料等の納付普及の方策について検討を行う。
3. 利用者視点に立って、添付書類の電子化、省略・廃止、手続自体の廃止、インセンティブの付与、処理期間の短縮、本人確認方法の簡素化（電子署名を省略できる場合を整理）等、手続の見直し・改善や紙文書による業務処理からの脱却とこれによる職員の意識改革を図る。

・「電子政府推進計画」（2006年（平成18年）8月31日CIO連絡会議決定）→抜粋

第1 基本的な考え方

II 目標

- 1 申請・届出等手続のオンライン化による利便性・サービスの向上について、利用者にとって使いやすく利便性を実感できるサービスを実現するため、利用者視点に立った手続の見直し・改善等を進め、国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率を50%以上とする。

第2 目標達成のための施策

II 費用対効果等を踏まえた成果重視施策

1 利用者視点に立ったオンライン利用促進

(1) 利用者視点に立ったオンライン利用促進の原則

「IT新改革戦略」で掲げた「オンライン利用率を2010年度までに50%以上とする」との目標を達成するため、各府省においては、年間申請等件数の多い（年間10万件以上）手続を中心とした175手続を対象に、まず2008年度（平成20年度）までの3年間を目標期間とした「オンライン利用促進のための行動計画」（別添。以下「利用促進計画」という。）を策定し、集中的にオンライン利用の促進を図っていくこととしたところである。

今後、同計画の着実な実施をはじめとした、以下の取組を進める。

① 利用促進計画の推進、見直し

[2006年度（平成18年度）]

関係府省は、利用促進計画に定めた措置をできる限り早期に実施に移すとともに、添付書類の省略・廃止及び電子化、本人確認方法の簡素化、行政経費の低減を反映した手数料の見直し、処理時間の短縮、利用（申請等）

可能な期間・時間帯の延長、その他のインセンティブ付与等の利用促進に向けた追加的措置を検討する。

特に、「引き続き効果的な利用促進のための検討を要する」とされた37手続（別表）については、制度改正を含めた様々な追加方策を検討し、2006年（平成18年）末を目途に目標及び今後の進め方についての結論を得る。

また、申請等件数が多い登記、国税及び社会保険・労働保険に関する手続については、効果的なインセンティブの付与等の措置について制度改正を含め精力的かつ具体的に検討を行い、2006年（平成18年）中に結論を得る。

上記の検討結果を踏まえて、関係府省は2006年度（平成18年度）末までに、費用対効果の観点等から利用促進対象手続の範囲を含めて利用促進計画の見直しを行い、CIO連絡会議に報告する。

〔2007年度（平成19年度）以降〕

2007年度（平成19年度）及び2008年度（平成20年度）においても、利用促進計画の進捗状況を踏まえて追加方策等を検討する。2007年度（平成19年度）末においては、その結果を踏まえて利用促進計画の見直しを行うこととし、2008年度（平成20年度）末においては、計画期間が終了することから計画期間全体を通じた目標達成度合いを踏まえて、「2010年度までに50%以上」の目標を達成するための2009年度（平成21年度）以降の取組方針を決定する。

PMOは、利用促進計画の推進や追加方策等の検討を責任を持って統括することとする。

② 利用促進計画の対象外の手続

オンライン利用促進による利便性及び業務の効率性向上の効果が大きいことから、各府省は、利用促進対象手続（注）に優先的に取り組むこととするが、それ以外の手続についても、同種の手続については同様の措置を講ずるなど利用促進対象手続の検討結果を踏まえつつ、添付書類の省略・廃止及び電子化、本人確認方法の簡素化、行政経費の低減を反映した手数料の見直し、処理時間の短縮、利用（申請等）可能な期間・時間帯の延長、その他のインセンティブ付与等の利用促進に向けた措置の検討を進める。

（注）オンライン利用促進対象手続（175手続）は、年間申請等件数が多い（10万件以上）ものなどを選定しており、これらの手続の件数は、2004年度（平成16年度）末において、国に対する申請等件数の93%を占めている。

・「オンライン利用促進のための行動計画」（2007年（平成19年）3月27日厚生労働省情報政策会議決定）

利用促進対象75手続について、具体的改善方策の追加を行った。また、目標利用率が未設定であった25手続について、目標利用率が設定された。

（注）今後受給権者の減少が見込まれる2手続（「No. 73厚生年金保険未支給保険給付請求書（旧）」、「No. 75国民年金未支給老齢・通算老齢年金支給請求書（旧）」）につき、利用促進対象手続から除外している。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④会計検査院による指摘

なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

該当なし。